

日本棋院宇都宮支部青少年囲碁交流会規約

(名称及び所在地)

第1条 名称は、日本棋院宇都宮支部青少年囲碁交流会（以下「交流会という。」）と称する。

2 当交流会の事務局は、栃木県宇都宮市若草2丁目3番42号に置く。

(目的)

第2条 当交流会は、我が国の伝統文化である囲碁の伝承に資するとともに、囲碁を通して青少年の人間形成に役立てることをもって地域社会の文化及び教育の発展に寄与するもの

(事業)

第3条 当交流会は、会員の拡大と継続維持並びに青少年に対する囲碁の普及活動と育成を行う。

2 毎年1回以上の囲碁交流会を開催する。

(会員費)

第4条 会員費は無料とし、活動はボランティアによるものとする。

(役員)

第5条 当交流会には、以下の役員を置く。

代 表	1名
副代表	1名
会 計	1名
監 事	1名
顧 問	若干名

(会計)

第6条 当交流会の経費は、寄付によるものとする。

2 決算は、交流会の開催ごとに行う。

附 則

第1条 本規約は、平成31年4月1日より実施する。